

労働者派遣事業【廃止届出】提出書類(法人・個人)

労働者派遣事業を廃止したときは、当該廃止の日の翌日から起算して10日以内に、労働者派遣事業を行うすべての事業所に係る許可証を添えて事業主管轄労働局に届出してください。
不明な点は、秋田労働局需給調整事業室までご確認下さい。

《様式》

〈提出部数〉

<input type="checkbox"/>	労働者派遣事業廃止届出書【様式第8号】 [記載例参照]	正1、写し2
--------------------------	-----------------------------	--------

《添付書類》

■	労働者派遣事業を行う全ての事業所に係る許可証及び許可条件通知書	正1
■	事業所ごとの様式第11号労働者派遣事業報告書(廃止の日までの報告) * 詳しくは秋田労働局需給調整事業室にご確認下さい。	正1、写し2